

平成27年離農農家の保有農地に係る権利移動状況調査結果の概要

平成29年2月
北海道農政部
農業経営局農地調整課

1 調査の趣旨等

(1) 調査の趣旨

道では、道内における離農に伴う農地の権利移動の実態を把握するため、「離農実態調査」を昭和45年以降毎年実施しています。

なお、平成16年の調査から、離農農家が保有していた農地全体の離農に伴う権利移動等の状況を詳細に把握するため、調査対象の拡大を行うとともに、調査の趣旨がより適切に表現されるよう調査名称を変更しています。

(2) 調査対象

調査の対象とした離農農家は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までに農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法等の適用を受けて、その保有する農地及び採草放牧地の全部若しくは一部を権利移動(以下「処分」という。)して、又は未処分のまま農業を廃止した農家としています。

2 調査結果の概要

(1) 離農農家の状況

ア 離農農家戸数は、全道で774戸で、前年より1戸増加しています。

このうち個人農家は759戸、1戸1法人農家が11戸、2戸以上法人は4戸となっています。

イ 離農農家の保有農地面積は9,986haで、前年より250ha増加し、1戸当たりでは、12.9haで、前年より0.3ha多くなっています。

ウ 経営規模別では、10ha未満の経営規模の農家が62%となっています。

エ 年齢別では、65歳以上が全体の68%を占めています。

オ 離農の理由は、後継者問題が多く全体の55%、次いで労働力不足の20%となっています。

(2) 農地の処分状況

ア 離農農家が年内に処分した面積は保有面積の91%(9,136ha)で、前年より467ha増加しています。

イ 離農農家774戸のうち、農地の全部を処分した農家は、全体の90%で694戸(8,380ha)で、一部だけ処分した農家は54戸(1,093ha(うち処分農地810ha)、全く処分しなかった農家は26戸(513ha)となっています。

ウ 離農農家が年内に処分しなかった面積は790ha(保有面積の8%)で、前年より186ha減少しています。

エ 前年までの未処分農地の累計面積は4,225haであり、このうち前年中に1,142ha処分され、3,083haとなったものの、平成27年に新たに発生した未処分農地790haを加えると、27年の未処分農地の累積面積は、前年より351ha減少し、3,874haとなっています。

オ 処分農地の62%(5,629ha)は、農家(995戸)に引受されています。

カ その他(農家以外)に引受された農地面積の91%(3,193ha)は、農地中間管理機構となっています。

キ 農地の処分形態を適用法令別に見ると、農地法第3条によるものが820ha(9.5%)、農業経営基盤強化促進法によるものが7,261ha(83.8%)、農地中間管理事業法によるものが583ha(6.7%)となっています。

ク 権利の種類別では、所有権移転が4,461ha(51%)、賃借権の設定等が4,203ha(49%)となっています。

離農戸数及び年内処分農地面積の推移

(単位:戸、ha、ha/戸)

年次	離農戸数	保有農地		処分農地	
			1戸当たり		1戸当たり
H22	636	7,589	11.9	6,727	10.6
23	739	9,291	12.6	7,933	10.7
24	746	9,605	12.9	8,530	11.4
25	824	10,927	13.3	9,411	11.4
26	773	9,736	12.6	8,670	11.2
27	774	9,986	12.9	9,136	11.8
H27-26	1	250	0.3	466	0.6
H27/26	100.1	102.6	102.4	105.4	105.2

平成27年離農農家の保有農地の権利移動状況調査結果

目次

I	調査目的及び調査方法等	1
II	調査結果の概要	2
1	離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	2
2	振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積	4
3	離農農家の経営形態及び経営規模	6
4	離農農家の年齢	8
5	離農の理由	10
6	農地の処分状況	11
7	処分農地の引受先	13
8	処分農地の適用法令別及び権利の種類別	17

平成29年2月

北海道農政部農業経営局農地調整課

I 調査目的及び調査方法等

1 調査目的

この調査は、平成27年に離農農家が保有していた農地の権利移動状況等を調査することにより、離農農家の経営形態、経営規模及び離農理由等の状況を把握するとともに、今後の農地の利活用等に資することを目的とする。

2 調査対象農地

- (1) 平成27年1月1日から平成27年12月31日までの間に離農した農家の農地
- (2) 平成26年以前に離農した農家の未処分農地(平成26年に離農した農家がない場合も調査の対象とする。)

3 調査方法

農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む)が農地の権利移動に係る許可事務等で把握している離農農家及び過去に離農し未処分農地を保有している者を対象に調査した。

4 調査内容

- (1) 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (2) 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (3) 離農農家の経営形態及び経営規模
- (4) 離農農家の年齢
- (5) 離農の理由
- (6) 農地の処分状況
- (7) 処分農地の引受先
- (8) 処分農地の適用法令別及び権利の種類別

5 定義及びその他

(1) 離農農家

離農農家とは、平成27年(1月～12月)に農地法又は農業経営基盤強化促進法等の適用を受けて、その保有する農地及び採草放牧地の全部若しくは一部を処分して、又は未処分のまま農業を廃業した経営耕地面積30アール以上の個人農家及び農地所有適格法人とした。

(2) 経営形態

経営形態は、販売収入(農業粗生産額)第1位部門の作目によって決めるものとし、次の6形態とした。複合経営の場合も主たる経営形態で次のいずれかを選択した。

- ① 稲作、② 畑作、③ 野菜、④ 果樹・花き、⑤ 酪農、⑥ 畜産

(3) 採草放牧地の扱い

この調査では、便宜的に農地に含めた。

(4) 自留地

離農後、処分しないで自家菜園的に保有する小面積の土地

(5) 経営主の年齢

ア 離農農家……離農時の満年齢(法人については、便宜的に代表者の満年齢)

イ 引受農家(処分農地を引き受けた農家)……引受時の満年齢(法人については、便宜的に代表者の満年齢)

(6) 農地の処分形態による農家の区分

ア 全地処分農家……未処分農地がない農家(自留地があっても未処分農地がない限り、全部処分されたと見なす。)

イ 一部処分農家……処分農地と未処分農地がある農家(自留地の有無は問わない。)

ウ 全地未処分農家……処分農地及び自留地がない農家

エ 全地未処分自留地農家……処分農地及び未処分農地がなく、全て自留地として保留している農家

(7) その他留意事項

平成15年までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部を処分した農家のみを調査対象としていたが、平成16年以降は、農地を全く処分しなかった農家も含めた。

なお、農地を全く処分しなかった農家は、農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動を通じて情報収集に努めた。

II 調査結果の概要

1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

平成27年の離農戸数は774戸で、その保有農地面積は9,985ha、
このうち年内に処分した面積9,136ha

- 平成27年の全道の離農戸数は774戸、離農時の保有農地面積は9,985haで、前年より1戸、250ha増加している。
- このうち、離農年内に処分された面積は9,136haで、前年より467ha多く、保有面積の91%を占めている。
離農農家1戸当たりで見ると、保有農地面積は12.9haで、このうち年内に処分された農地面積は、11.8haとなっている。

表1 離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積の推移

(単位:戸、ha、%)

	離農戸数	離農時保有農地面積	年内処分農地面積	年内処分率	離農農家1戸当たり	
					離農時保有農地面積	年内処分農地面積
S45	4,706		29,131.0			6.2
50	2,537		11,936.6			4.7
55	1,415		6,269.7			4.4
60	1,316		7,942.1			6.0
H2	1,739		11,850.3			6.8
7	1,186.0		10,413.9			8.8
12	1,134		12,432.3			11.0
17	915	9,400.4	8,478.0	90.2	10.3	9.3
22	636	7,589.2	6,727.4	88.6	11.9	10.6
23	739	9,291.0	7,933.4	85.4	12.6	10.7
24	746	9,605.0	8,530.0	88.8	12.9	11.4
25	824	10,927.1	9,411.0	86.1	13.3	11.4
26	773	9,735.9	8,669.5	89.0	12.6	11.2
27	774	9,985.5	9,136.3	91.5	12.9	11.8
H27-26	1	249.6	466.8		0.3	0.6
H27/26	100.1	102.6	105.4		102.4	105.2

(注)1 平成27年の離農戸数774戸の内訳

個人農家759戸、1戸1法人11戸、2戸以上法人4戸

全地処分農家694戸、一部処分農家53戸、全地未処分農家26戸

2 平成27年の保有農地9,985.5haの内訳

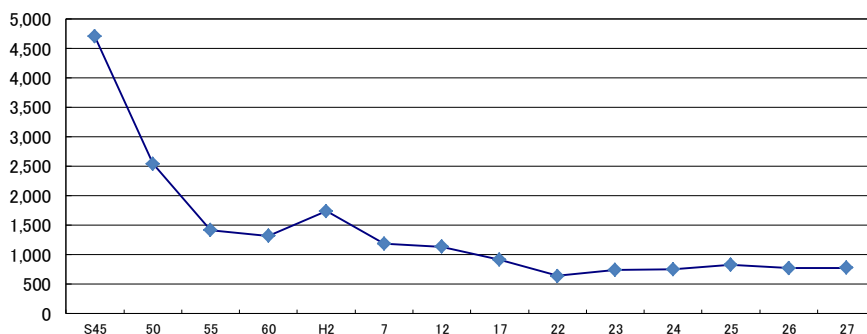
処分農地9,136.3ha、未処分農地790.4ha、自留地58.7ha

3 離農時保有農地面積は、離農農家が離農時に保有していた全ての農地所有地、借入地及び貸付地の合計

4 年内処分農地面積は、平成27年に離農した農家が、27年に処分した農地であり、それより以前に離農した農家が、27年になって処分した農地面積を含んでない。

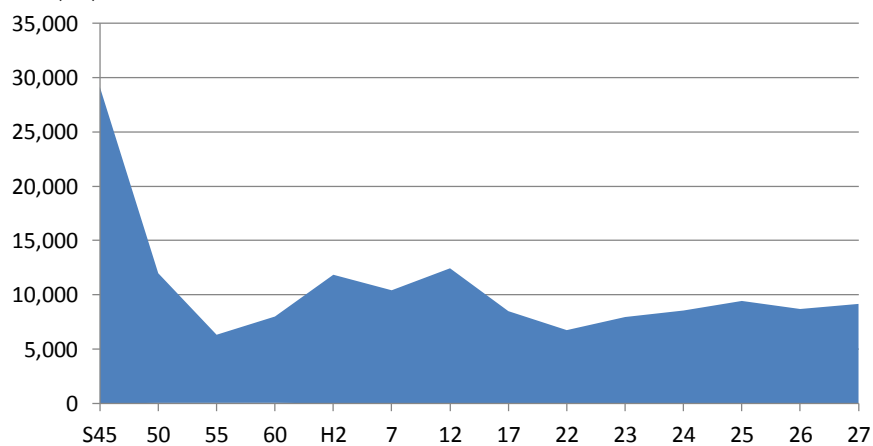
(戸)

図1-1 離農戸数の推移



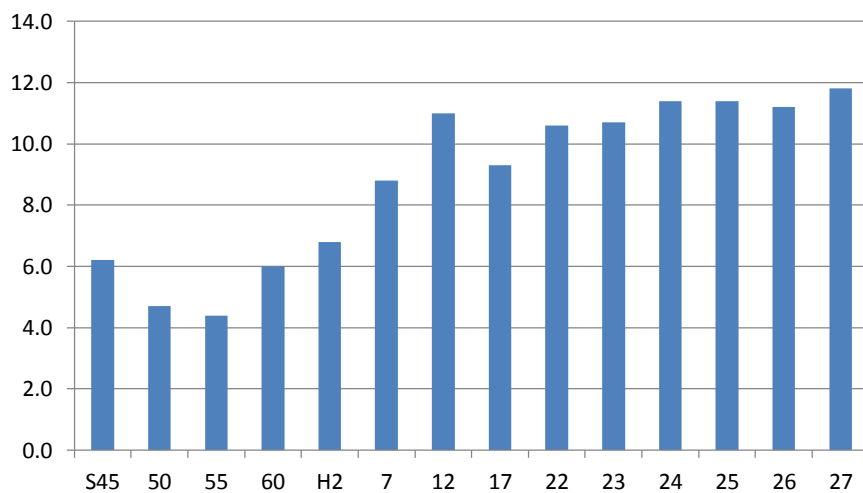
(ha)

図1-2 離農に伴う年内処分農地面積



(ha)

図1-3 離農農家1戸当たり年内処分農地面積



2 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

離農農家の51%は、空知と上川の農家

- 離農農家は、空知が198戸と多く、次いで上川の194戸と、この2局で全体の51%を占めている。この他では、十勝が76戸の10%、オホーツクが74戸の10%となっている。
- 保有農地面積は、オホーツクが1,623haと最も多く、次いで十勝が1,612ha、根室が1,344ha、空知が1,268ha、上川が1,229haで、この5振興局が全体の71%を占めている。
- 処分面積でも、オホーツクが1,511haと最も多く、次いで十勝の1,416haとなっている。処分農地の年内処分率は、全体では92%だが、渡島や檜山などでは若干低くなっている。
- 離農農家1戸当たりの処分面積は、根室が56.9ha、宗谷は51.3ha、釧路は49.9haと、酪農地帯で大きくなっている。これに対し、渡島、胆振は4haと小さくなっている。

表2 振興局等別の離農戸数と処分農地面積

(単位:戸、ha、%)

振興局	離農戸数				保有農地面積			処分農地面積			年内処分率
	25年	26年	27年	うち農地 処分戸数	25年	26年	27年	25年	26年	27年	
空知	165	210	198	196	932.8	1,266.9	1,267.6	908.7	1,182.7	1,238.8	97.7
石狩	42	55	52	52	233.7	365.9	349.9	225.7	303.3	343.0	98.0
後志	42	34	31	29	232.7	215.5	208.1	212.1	200.0	170.2	81.8
胆振	15	7	16	15	256.4	56.4	78.1	253.7	54.6	67.9	86.9
日高	35	21	35	35	280.4	102.3	286.2	272.3	93.1	267.4	93.4
渡島	27	10	19	10	139.4	179.2	88.4	115.9	163.3	40.8	46.1
檜山	14	2	4	4	92.3	31.2	81.3	81.2	31.2	64.7	79.5
上川	222	218	194	194	1,251.6	1,531.3	1,228.9	1,186.6	1,511.5	1,206.5	98.2
留萌	29	12	20	20	126.6	106.3	216.8	123.0	105.4	214.0	98.7
宗谷	19	16	14	13	953.9	765.9	736.8	832.0	693.2	667.0	90.5
オホーツク	91	65	74	72	1,839.3	1,344.1	1,622.7	1,647.8	1,167.3	1,511.4	93.1
十勝	71	86	76	71	1,536.1	1,801.0	1,611.7	1,330.6	1,546.8	1,415.9	87.8
釧路	24	12	17	17	1,365.9	612.7	864.6	918.8	598.7	847.9	98.1
根室	28	25	24	19	1,686.0	1,357.2	1,344.4	1,302.7	1,018.4	1,080.9	80.4
全道	824	773	774	747	10,927.1	9,735.9	9,985.5	9,411.0	8,669.5	9,136.3	91.5

(戸)

図2-1振興局別の離農戸数の推移

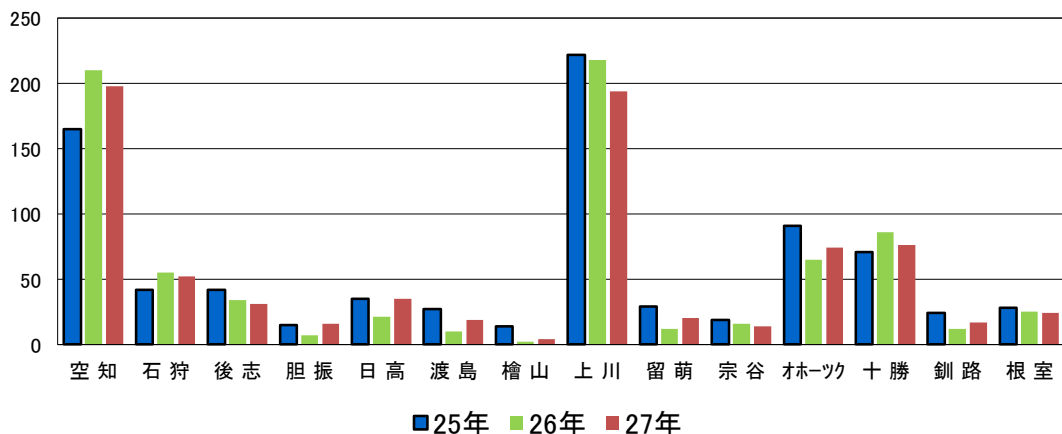


図2-2 振興局等の離農戸数の割合(H27)

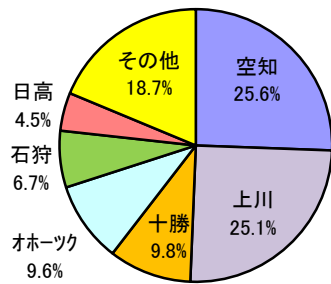


図2-3 振興局別の処分農地面積の割合(H27)

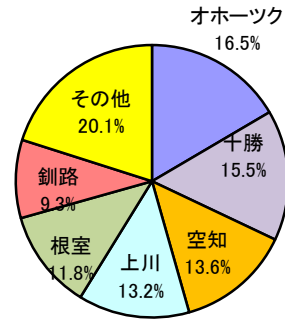


図2-4 振興局別の処分農地面積の推移

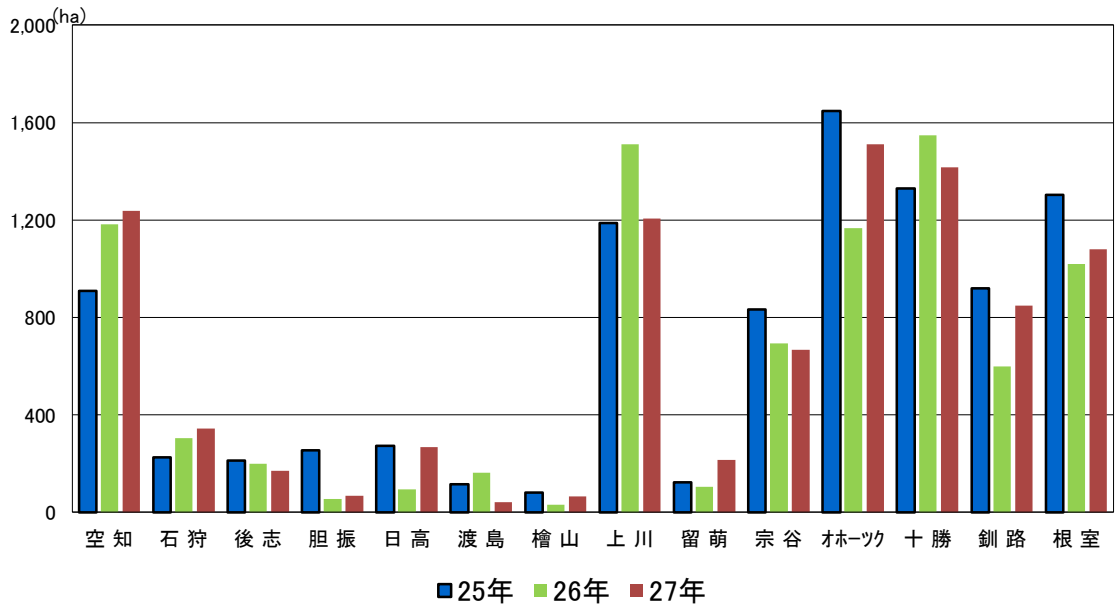
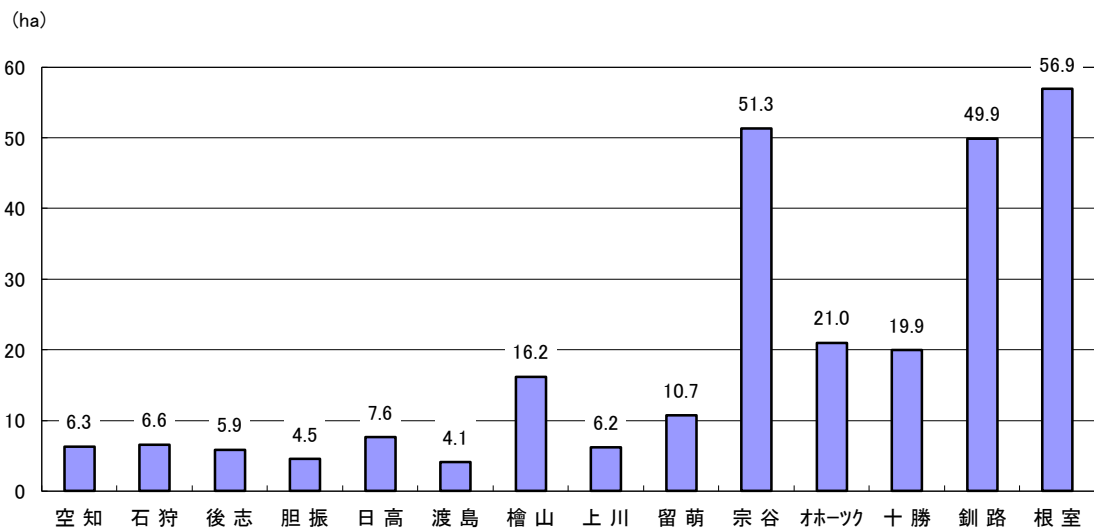


図2-5 振興局別の離農農家1戸当たり処分農地面積(H27)



3 離農農家の経営形態及び経営規模

離農農家の48%は稲作農家、次いで30%が畑作農家

- 離農農家を経営形態別にみると、稲作が48%、次いで畑作の30%、酪農の13%となっている。
- 保有農地面積では、酪農が44%と大きく、次いで畑作の28%、稲作の22%となっており、1戸当たりでは、酪農が44haと大きく、次いで畜産の17ha、畑作の12haとなっている。
- 処分農地面積では、酪農が43%と大きく、次いで畑作の28%、稲作の23%となっており、1戸当たり面積では、酪農が39haと大きく、次いで畜産の14ha、畑作の11haとなっている。

表3 離農農家の経営形態別離農戸数及び処分農地面積等(H27)

	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	計
離農戸数	374 (48.3)	232 (30.0)	39 (5.0)	5 (0.6)	99 (12.8)	25 (3.2)	774 (100.0)
保有農地面積	2,190 (21.9)	2,829 (28.3)	177 (1.8)	17 (0.2)	4,359 (43.7)	414 (4.1)	9,985 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	5.9	12.2	4.5	3.3	44.0	16.6	12.9
処分農地面積	2,118 (23.2)	2,597 (28.4)	161 (1.8)	17 (0.2)	3,894 (42.6)	350 (3.8)	9,136 (100.0)
同離農戸数 1戸当たり	5.7	11.2	4.1	3.3	39.3	14.0	11.8

(単位:戸、ha、%)

(注) カッコ内は全体に対する割合である。

図3-1 離農戸数の経営形態の割合(H27)

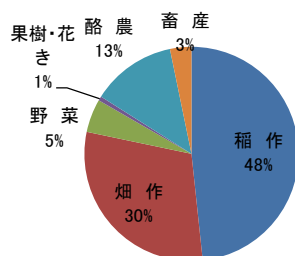


図3-2 保有面積の経営形態別の割合(H27)

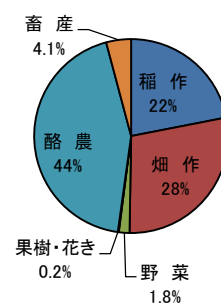


図3-3 処分面積の経営形態別の割合(H27)

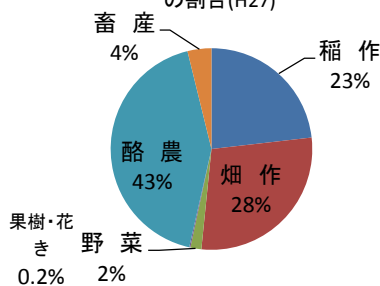
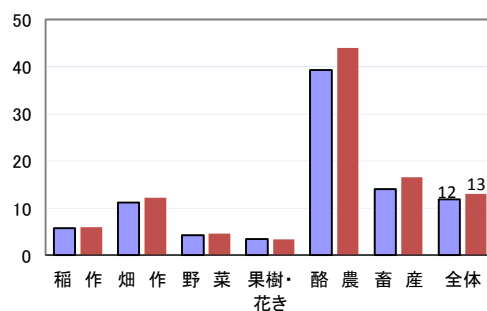


図3-4 経営形態別みた離農農家1戸当たり保有農地面積及び処分農地面積(H27)



■ 1戸当たり処分面積 ■ 1戸当たり保有面積

(参考) 経営形態別離農戸数及び保有農地面積等の推移

(単位: 戸、ha)

区分	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計	
離農戸数	H25	380	229	37	13	133	32	824
	26	375	236	26	12	107	17	773
	27	374	232	39	5	99	25	774
保有農地面積	H25	1,914	2,494	139	26	5,920	434	10,927
	26	2,096	2,844	124	32	4,397	243	9,736
	27	2,190	2,829	177	17	4,359	414	9,985
処分農地面積	H25	1,856	2,284	92	16	4,756	407	9,411
	26	2,007	2,556	102	31	3,757	215	8,670
	27	2,118	2,597	161	17	3,894	350	9,136

(離農農家の経営規模)

離農農家の62%は、10ha未満の経営規模

- 離農農家の経営規模は、保有農地面積10ha未満の階層が62%を占めている。
- 経営形態別には、稲作、野菜及び果樹・花きは10ha未満の階層が多いが、酪農では30ha以上の階層が多くなっている。

図3-5 経営規模別の離農戸数の割合の推移

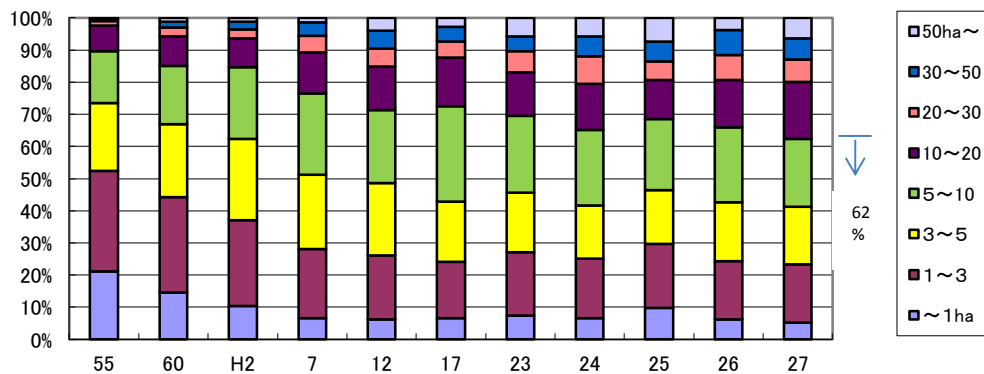
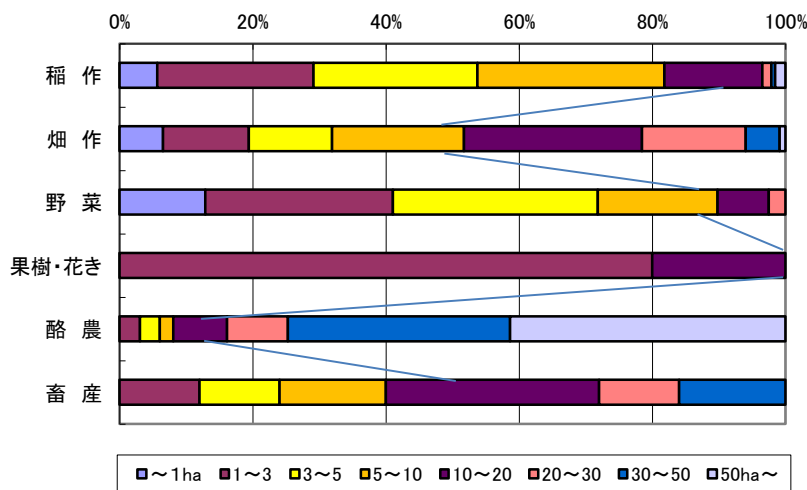


図3-6 経営形態別・経営規模別の離農戸数の割合(H27)



4 離農農家の年齢

離農農家の68%は65歳以上

- 離農農家を世帯主の年齢別に見ると、65歳以上が68%と最も多く、60歳以上で全体の80%を占めている。
- 1戸当たり農地処分面積は、30～39歳が最も多く27.0ha、65歳以上が最も少なく8.6haとなっているが、ほかの年代ではおおよそ16～26haとなっている。
- 65歳以上の割合を経営形態別に見ると、果樹・花きが最も多く全体の80%、次いで稲作の79%となっているのに対し、酪農は37%と少なくなっている。
- 離農農家の世帯主の平均年齢は68.4歳と高齢化しており、振興局別では、後志、日高、渡島、檜山、上川、留萌などで70歳以上となっている一方、道東や道北、オホーツクで比較的低年齢による離農となっている。

表4 世帯主年齢別の離農戸数と年内農地処分面積

	29歳未満	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳以上	合計
離農戸数	3 (0.4)	16 (2.1)	36 (4.7)	100 (12.9)	95 (12.3)	524 (67.7)	774 (100.0)
処分農地面積	60 (0.7)	432 (4.7)	922 (10.1)	1,588 (17.4)	1,626 (17.8)	4,508 (49.3)	9,136 (100.0)
同1戸当たり	20.0	27.0	25.6	15.9	17.1	8.6	11.8

(単位: 戸、ha、%)

図4-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(H27)

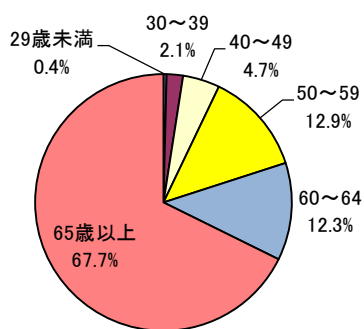


図4-2 世帯主の年齢別1戸当たり処分農地面積(H27)

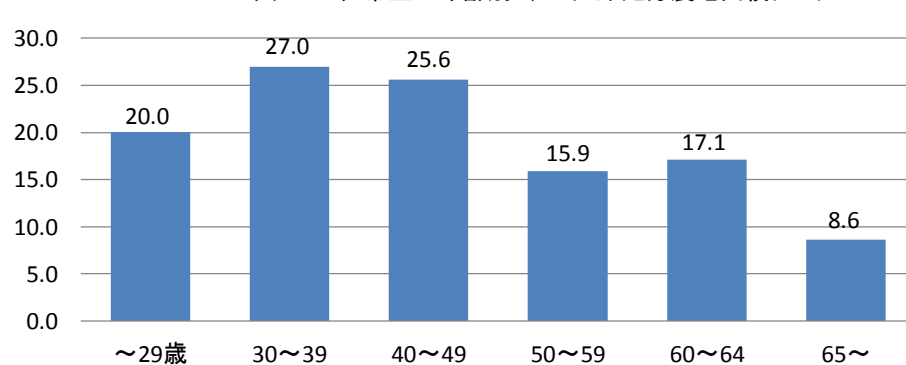


図4-3 経営形態別にみた離農農家の年齢分布(H27)

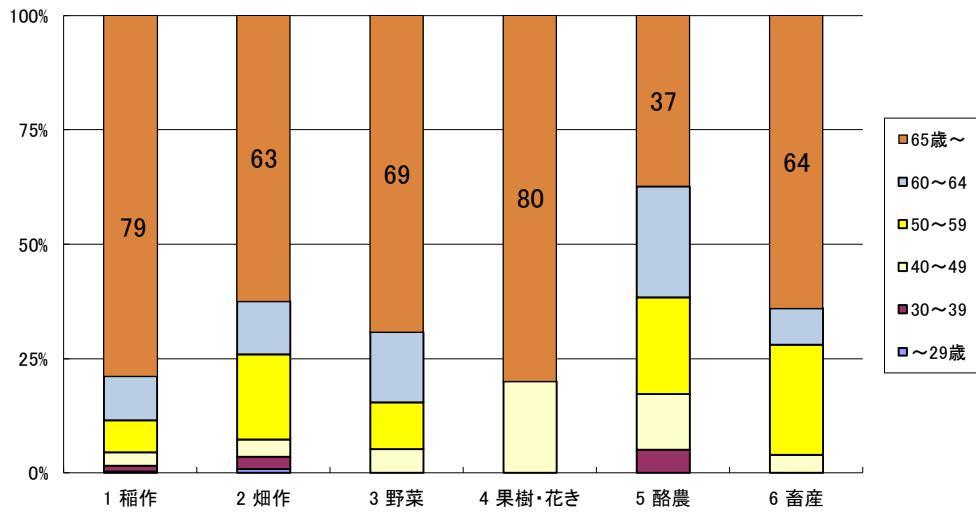


図4-4 離農農家の世帯主の平均離農年齢の推移 (歳)

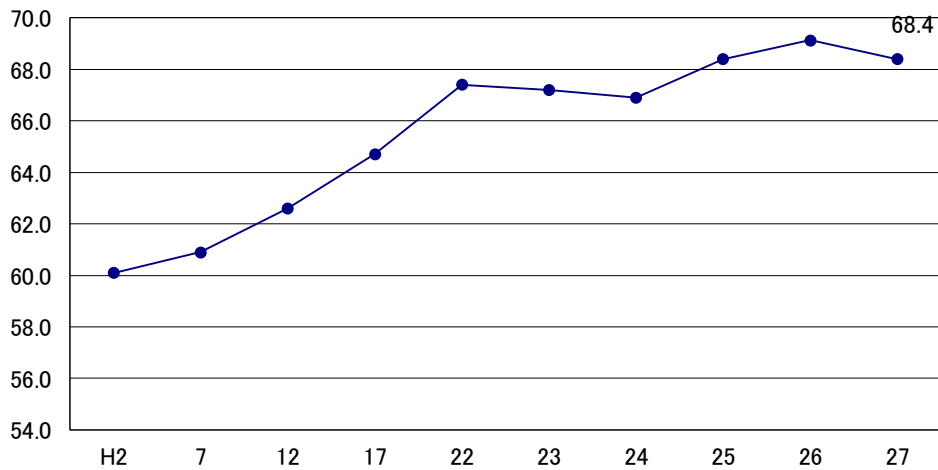


表5 経営類型別にみた世帯主の平均離農年齢の推移

(単位:歳)

区分	稲作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	全体
22	69.2	67.8	68.5	73.6	60	64	67.4
23	68.7	70.0	65.6	70.3	58.1	61.2	67.2
24	70.7	66.0	67.3	69.7	57.8	64.1	66.9
25	70.9	69.2	67.9	68.8	60.2	67.8	68.4
26	71.0	69.3	72	76.6	60.9	67.8	69.1
27	71.0	67.1	69.1	77.2	61.1	68.5	68.4

表6 振興局別にみた世帯主の平均離農年齢(H27)

(単位:歳)

振興局	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢
空知	68.9	日高	72.4	留萌	75.5	釧路	64.7
石狩	69.7	渡島	73.9	宗谷	63.8	根室	55.0
後志	73.3	檜山	72.0	オホーツク	58.7	総計	68.4
胆振	69.7	上川	72.0	十勝	65.1		

5 離農の理由

離農の理由は、後継者問題が多く55%、次いで、労働力不足の20%

- 離農理由は、後継者問題が最も多く55%、次いで労働力不足の20%となっている。
- 離農の理由を1戸当たりの処分面積で比較すると、経営不振・負債が24haと最も多く、次いで将来に対する不安が14haとなっている。
- 経営形態別には、稲作、畑作、野菜、酪農及び畜産では後継者問題が多いのに対し、果樹・花きでは労働力不足が多くなっている。

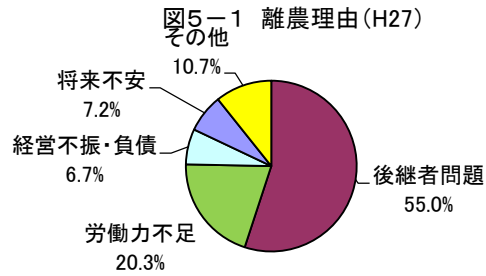


図5-2 離農理由別割合の推移

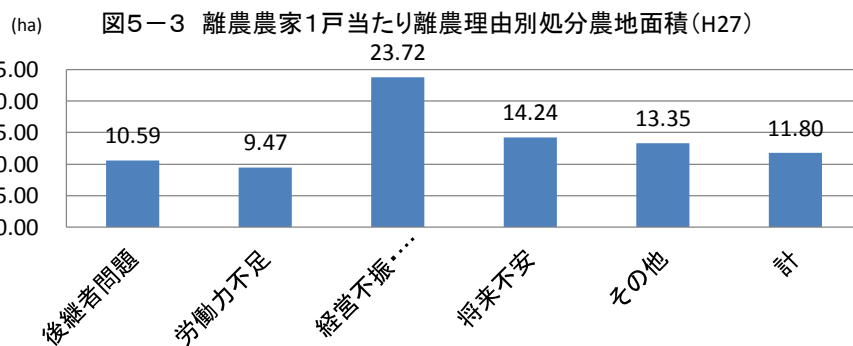
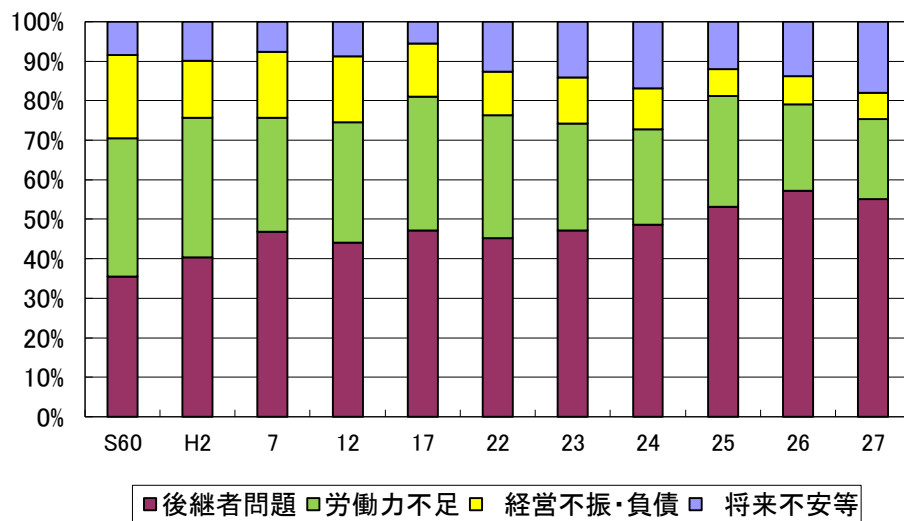
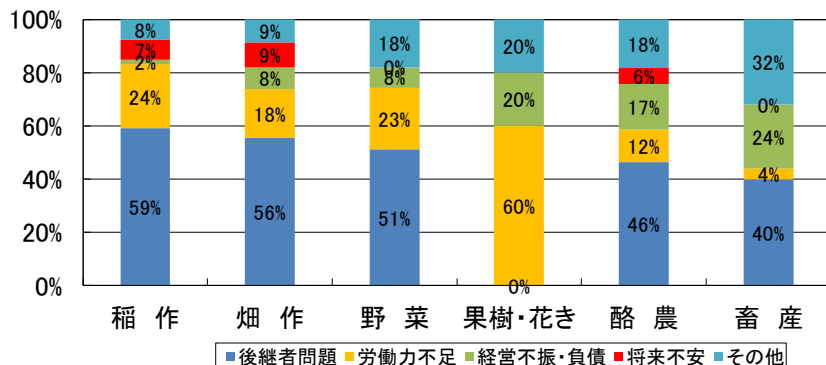


図5-4 経営形態別にみた離農理由の割合(H27)



6 農地の処分状況

離農農家は保有農地の91%を処分し、8%を未処分のまま保有。

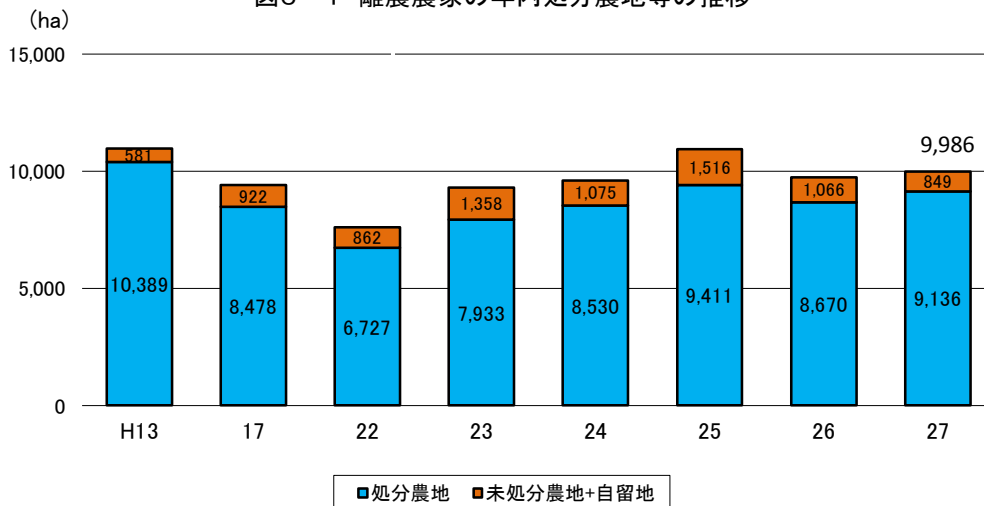
- 離農農家は保有農地の91%(9,136ha)を処分し、8%(790ha)を未処分のまま、0.6%(59ha)を自留地として保有している。
- 離農農家を処分形態で見ると、全地処分農家は694戸(8,380ha)、一部処分農家は54戸(1,093ha)、全地未処分農家は26戸(513ha)となっており、全地処分の割合が大きくなっている。

表7 農地の処分・未処分の状況(H27)

(単位:戸、ha、%)

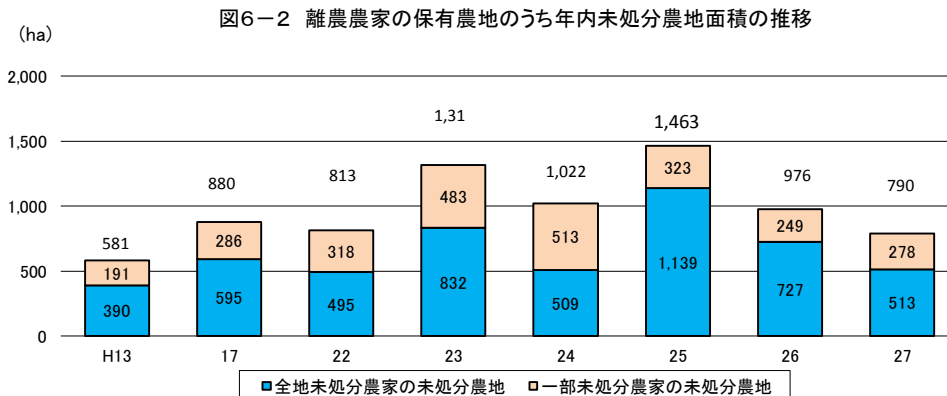
区分		保有農地	処分内訳			
			同割合	処分農地	未処分農地	自留地
全地処分農家	戸数	694	89.7			
	面積	8,380.1	83.9	8,326.6		53.5
一部処分農家	戸数	54	7.0			
	面積	1,092.6	10.9	809.8	277.6	5.2
全地未処分農家	戸数	26	3.4			
	面積	512.8	5.1		512.8	
計	戸数	774	100			
	面積	9,985.5	100	9,136.3	790.4	58.7
	同割合	100.0		91.5	7.9	0.6

図6-1 離農農家の年内処分農地等の推移



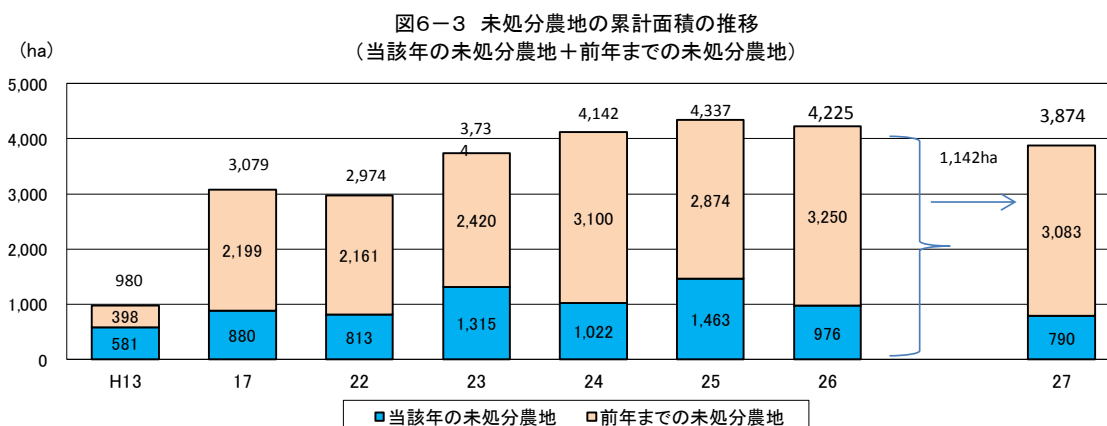
(年内未処分農地の状況)

- 離農農家の年内未処分農地面積は、前年より186ha減少し、790haとなっている。
- 年内未処分農地面積の790haを、全地未処分農家に係るものと一部未処分農家に係るものとに区分すると、それぞれ513haと278haとなっている。



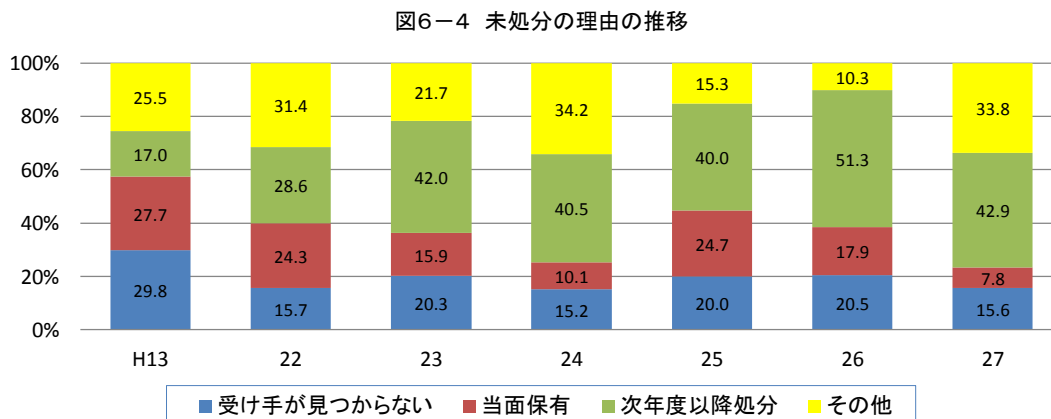
(過去の未処分農地を含めた累計未処分農地の状況)

- 前年までの未処分農地の累計面積は、前年より1,142ha処分され3,083haとなったが、平成27年に新たに発生した未処分農地790haを加えると、27年末の未処分農地の累計面積は前年より351ha減少し、3,874haとなっている。



(未処分の理由)

- 未処分の理由は、次年度以降処分とする者が全体の43%、次いで、受け手が見つからない16%、当面保有する8%、その他34%となっている。



7 処分農地の引受先

処分農地面積の62%は、農家が引受け

- 保有農地面積9,986haのうち、年内処分農地面積9,136haは、995戸の農家に5,629ha、287戸のその他(農家以外)に3,507ha引き受けられている。
引受先1戸当たり面積は、農家5.7haに対し、その他は12.2haと大きくなっている。
- 一方、離農農家1戸当たりで見ると、その処分状況は、1.3戸の農家に7.3ha、0.4戸のその他に4.5ha引き受けられたことになり、全体では1.7戸に11.8ha引き受けられたことになる。

表8 処分農地の引受先(H27)

(単位:戸、ha)

引 受 先		戸 数	面 積	面積/戸
農 家	農 家 個 人	827	4,125.6	5.0
	農地所有適格法人	168	1,503.9	9.0
	小 計	995	5,629.5	5.7
	構 成 比	77.6%	61.6%	
	離農農家1戸当たり引受農家戸数・面積	1.3	7.3	
そ の 他 (農家以外)	農地中間管理機構	240	3,192.7	13.3
	その他法人・一般個人	47	314.1	6.7
	小 計	287	3,506.8	12.2
	構 成 比	22.4%	38.4%	
	離農農家1戸当たり引受農家戸数・面積	0.4	4.5	
合 計	計	1,282	9,136.3	7.1
	離農農家1戸当たり引受農家戸数・面積	1.7	11.8	

図7-1 農地の引受先別処分農地面積の推移

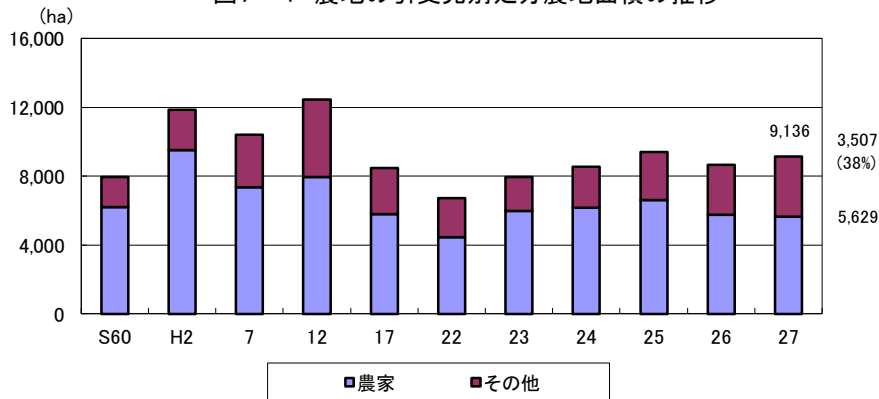
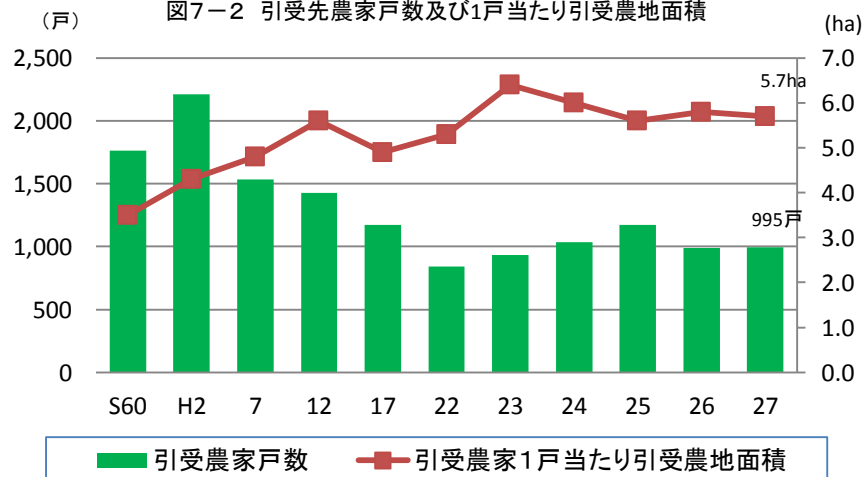
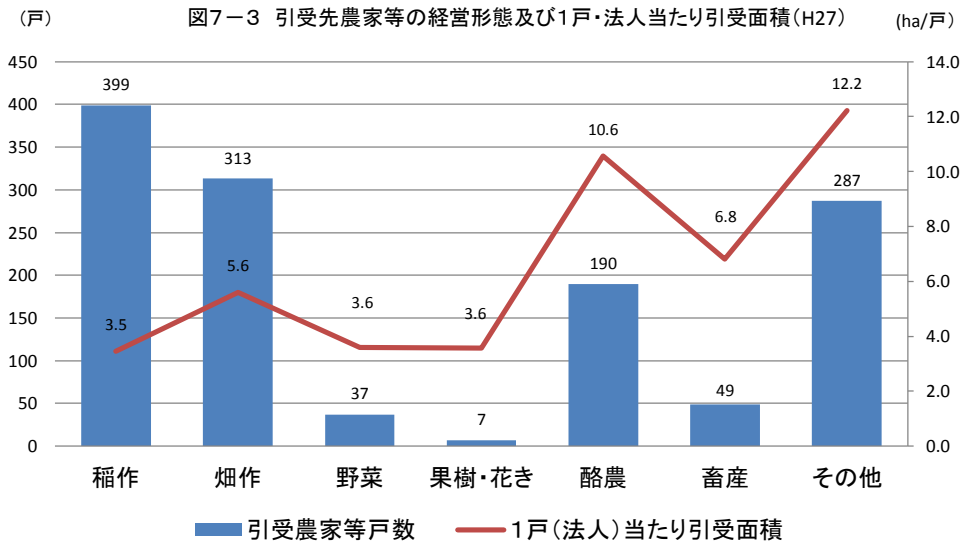


図7-2 引受先農家戸数及び1戸当たり引受農地面積



- 引受農家の経営形態は、稲作が最も多く399戸、次いで畑作の313戸となっている。1戸当たりの引受面積では、酪農が10.6haと大きく、稲作、野菜、果樹・花きは小さい。
- これに対しその他(287戸)は、農地中間管理機構が主体のため、1戸当たり面積は12.2haと大きい。



(農家への引受状況—個人・法人別)

農家に処分された農地面積の73%は個人農家が引受け

- 農家に処分された農地面積の73%(4,126ha)は個人農家に、27%(1,504ha)は農地所有適格法人に引き受けられている。
- 経営形態別では、稲作、畑作、野菜、酪農において個人農家の割合が大きくなっている。
- 振興局別には、どの振興局も個人農家の割合がおおむね60%を超えているが、胆振や渡島、中山はその割合が95%以上となっている。

図7-4 農家に処分された農地面積の個人・法人別推移

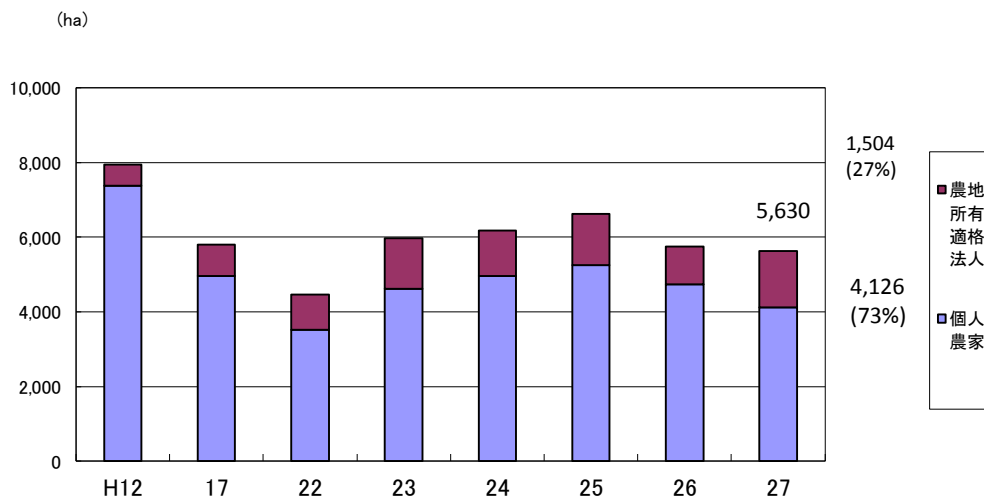


図7-5 引受農家の個人・農地所有適格法人別内訳(H27)

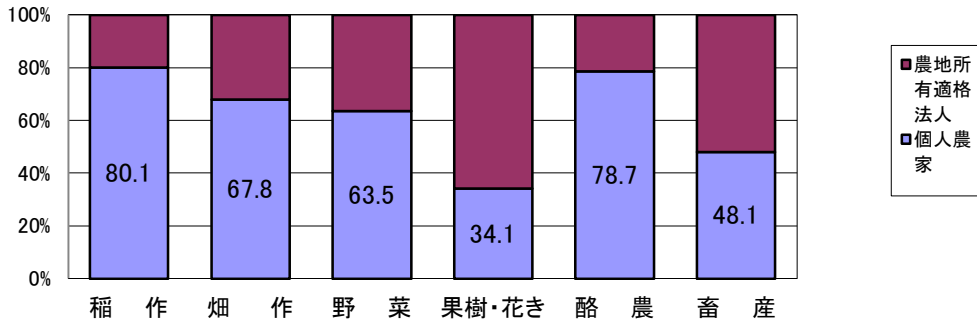
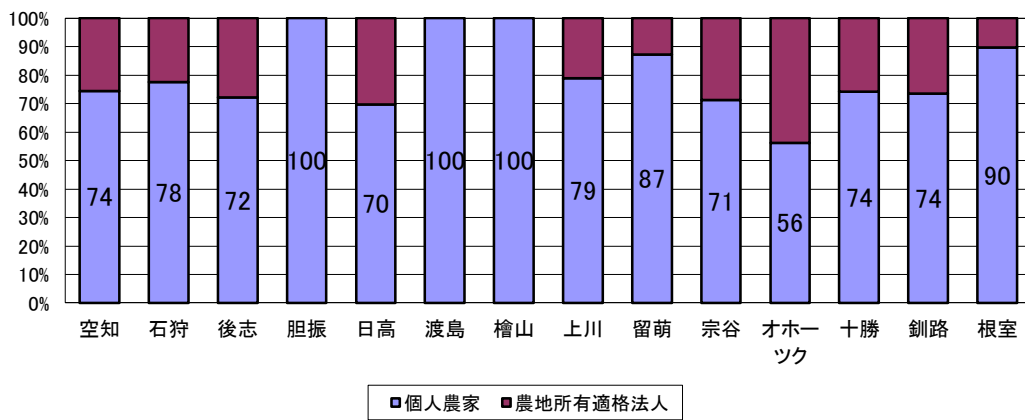


図7-6 振興局別の引受農家の個人・農地所有適格法人別内訳(H27)



(農家への引受状況－認定農業者・一般農家別)

農家に引受けされた農地面積の96%は認定農業者が引受け

- 処分農地のうち農家に引き受けられた農地面積を認定農業者、一般農家別に分類すると、認定農業者が96%(5,423ha)、一般農家が4%(207ha)となっている。
- 引受農家を経営形態別にみると、稲作、畑作及び酪農では90%以上が認定農業者であるのに対し、果樹・花きでは認定農業者の占める割合が53%と低い。

図7-7 農家に処分された農地面積の認定農業者・一般農家別の推移

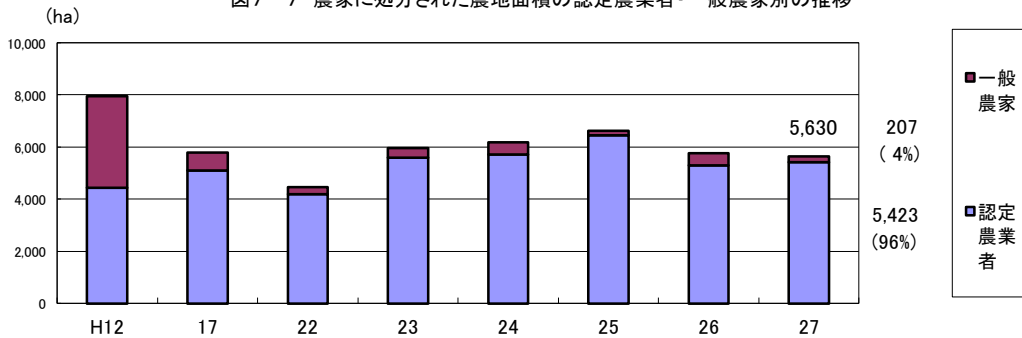
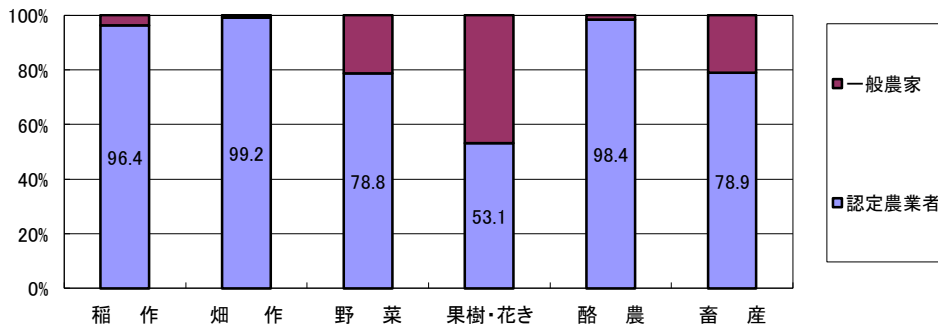


図7-8 引受農地面積の経営形態別にみた認定農業者、一般農家別の割合(H27)

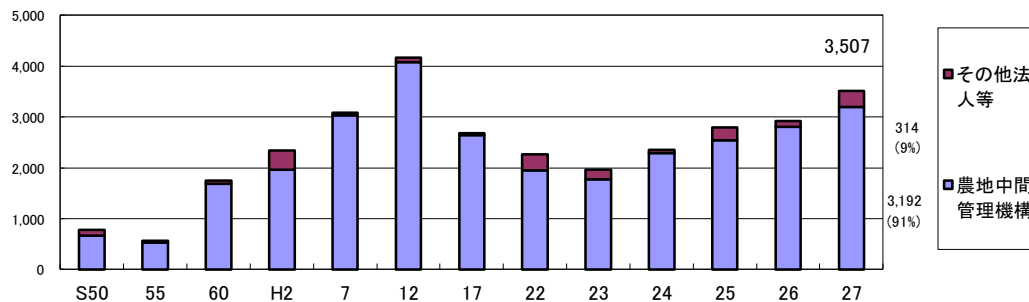


(農家以外への引受状況)

その他(農家以外)に引受けされた農地面積の91%は、農地中間管理機構

- 処分農地のうちその他(農家以外)に引受けされた農地面積の91%(3,193ha)は、農地中間管理機構となっている。

図7-9 その他(農家以外)に引受けされた農地面積の引受先



(農地の引受先箇所数)

農地の引受先は、63%が1か所

- 農地の全部又は一部を離農年内に処分した離農農家の引受先箇所数は、1か所が最も多く、全体の63%を占めている。
- これは、経営形態別に見てもおおむね同様の傾向となっている。

- 経営規模別にみると、10ha未満は1か所の割合が多く、10ha以上では、2か所以上が多くなっている。

図7-10 離農農家の引受先箇所数の割合(H27)

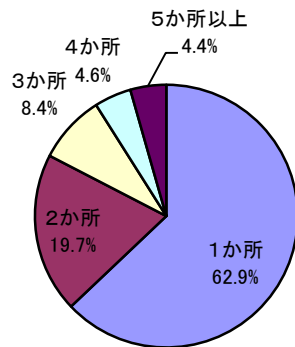


図7-11 経営形態別にみた引受箇所数(H27)

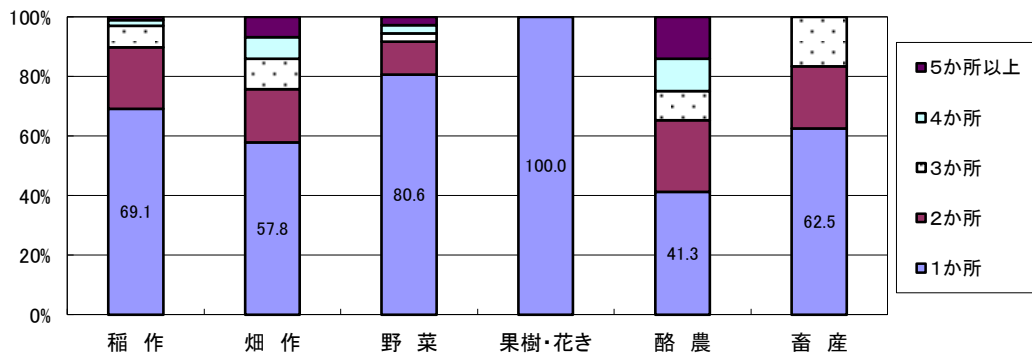
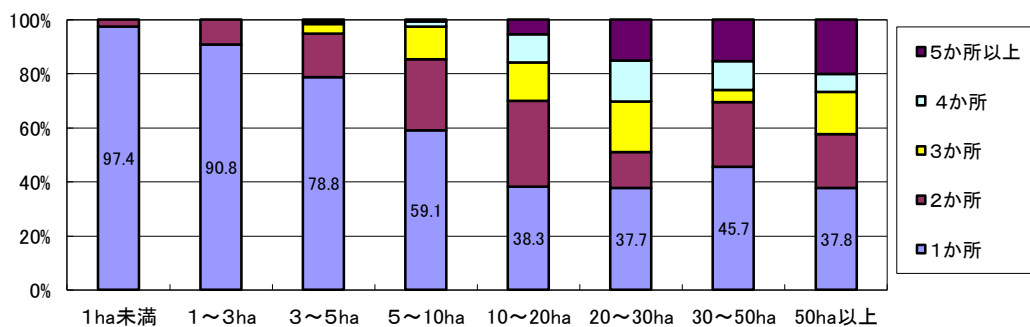


図7-12 経営規模別にみた引受箇所数(H27)



8 処分農地の適用法令別及び権利の種類別

農地の処分形態は、所有権移転が51%、賃借権の設定等が49%

- 農地の処分形態は、適用法令別にみると、処分農地面積のうち農地法第3条によるものが820ha(9.5%)、農業経営基盤強化促進法によるものが7,261ha(83.8%)、農地中間管理事業法によるものが583ha(6.7%)となっている。
- 一方、権利の種類別にみると、所有権の移転が4,461ha(51%)、賃借権の設定等が4,203ha(49%)となっている。
- 振興局別では、上川、留萌、宗谷及び根室などでは所有権移転の割合が多く、石狩、後志、胆振、渡島、檜山及びオホーツクなどでは、賃借権の設定等の割合が多くなっている。

表9 適用法令別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農地法3条	基盤強化法	農地中間管理事業法	計
S60	1,984.6	0.0	-	1,984.6
H2	1,535.3	0.0	-	1,535.3
7	777.9	0.0	-	777.9
12	830.1	0.0	-	830.1
17	506.7	0.0	-	506.7
22	786.0	5,712.3	-	6,498.3
23	1,072.2	6,591.1	-	7,663.3
24	1,476.6	6,916.0	-	8,392.6
25	1,151.6	7,997.4	-	9,149.1
26	1,075.8	6,858.4	498.1	8,432.3
27	819.8	7,261.1	583.4	8,664.2
同割合	9.5	83.8	6.7	100.0

(注)農地法4条、5条、18条及びその他を除く

表10 権利の種類別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	所有権の移転	賃借権の設定等	計
S60	1,458.4	1,659.4	3,117.8
H2	4,771.8	1,267.7	6,039.5
7	4,422.1	484.2	4,906.3
12	5,245.1	606.0	5,851.1
17	3,859.0	276.8	4,135.8
22	3,719.3	2,779.0	6,498.3
23	3,907.7	3,755.6	7,663.3
24	4,544.9	3,847.8	8,392.6
25	4,901.7	4,247.4	9,149.1
26	4,474.9	3,957.4	8,432.3
27	4,461.2	4,203.0	8,664.2
同割合	51.5	48.5	100.0

表11 適用法令別・権利の種類別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農 地 法				基 盤 強 化 法		農地中間管理事業法	その他	計
	3 条		4・5条	18条	所有権の移転	賃借権の設定等	賃借権の設定等		
	所有権の移転	賃借権の設定等							
S60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	4,477.5	1,458.4	-	-	7,939.6
H2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	5,505.8	4,771.8	-	-	11,850.3
7	484.2	293.7	19.1	0.0	5,201.8	4,415.1	-	-	10,413.9
12	606.0	224.1	3.0	171.9	6,194.2	5,233.1	-	-	12,432.3
17	276.8	229.9	2.4	173.1	3,892.2	3,842.0	-	61.6	8,478.0
22	369.4	416.6	1	159.5	3,349.9	2,362.4	-	40.5	7,519.4
23	301.1	771.1	2.2	233.8	3,606.6	2,984.5	-	34.1	6,699.3
24	690.8	785.8	1.5	135.6	3,854.1	3,061.9	-	0.3	7,933.4
25	455.7	695.9	0.0	248.7	4,446.0	3,551.5	-	13.2	9,411.0
26	362.3	713.5	1.6	234.0	4,112.6	2,755.4	488.5	1.7	8,669.5
27	312.6	507.2	14.2	458.0	4,148.6	3,112.4	583.4	-	9,136.3
H27割合	3.4	5.6	0.2	5.0	45.4	34.1	6.4	-	100.0
H27-26	▲ 49.7	▲ 206.3	12.6	224.0	36.0	357.1	94.9	-	466.8
H27/26	86.3	71.1	912.9	195.7	100.9	113.0	119.4	-	105.4

(注) その他は、交換分合によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法の委託、その他の使用収益に係わるものなど。

農地中間管理事業法による農地の処分は、平成26年4月から適用されている。

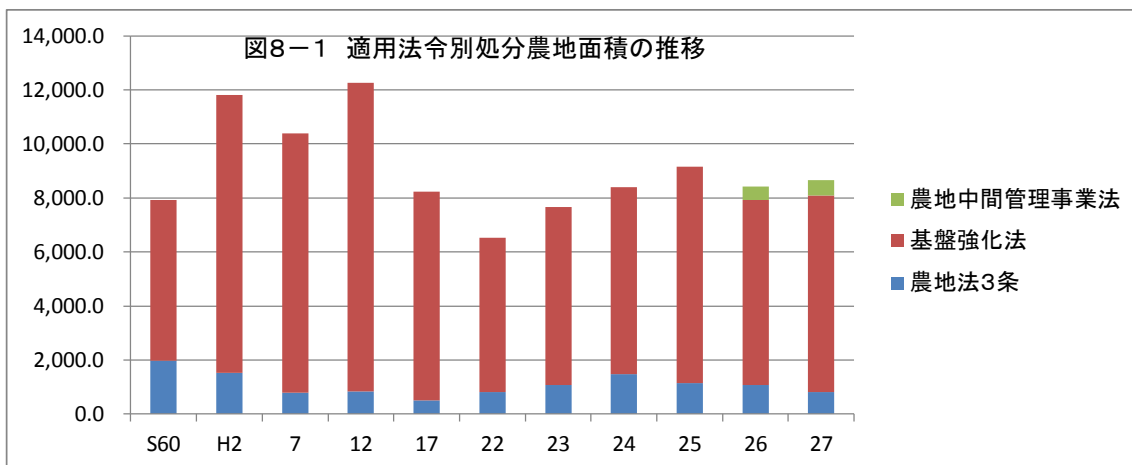


図8-2 権利の種類別処分農地面積割合の推移

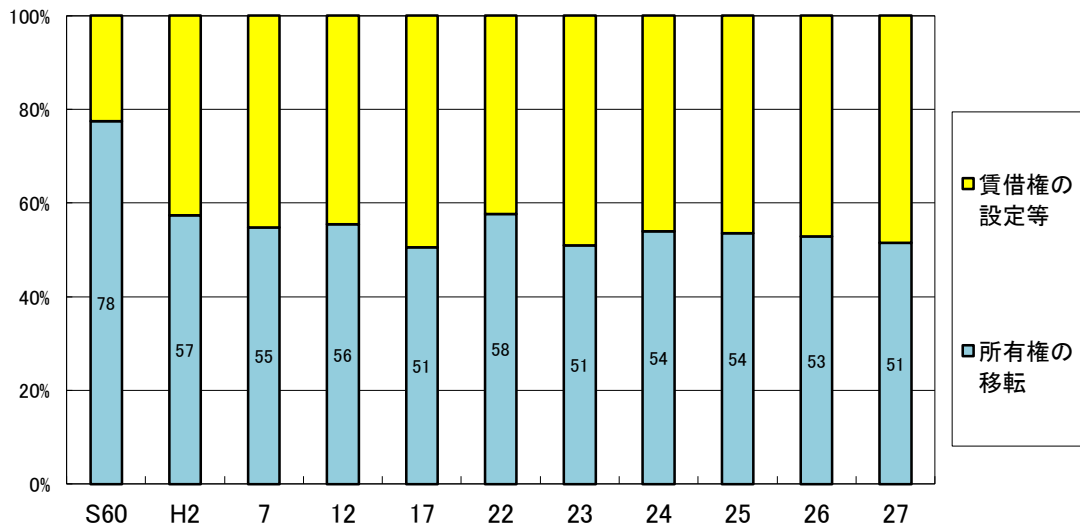


図8-3 振興局別にみた権利の種類別処分農地面積割合(H27)

